

事務連絡
平成23年6月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

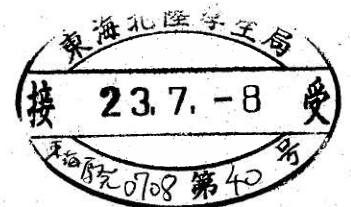
「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第207号)が公布され、平成23年7月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成23年7月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分112に次のように加える。
 - (9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)

B00211209



「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード
112	ベースメーカ	
(1)	シングルチャンバ	B002 :112 :01
(2)	削除	
(3)	デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 :112 :03
(4)	削除	
(5)	デュアルチャンバ (III型)	B002 :112 :05
(6)	デュアルチャンバ (IV型)	B002 :112 :06
(7)	トリプルチャンバ (I型)	B002 :112 :07
(8)	トリプルチャンバ (II型)	B002 :112 :08
(9)	トリプルチャンバ (III型)	B002 :112 :09

機能区分		機能区分コード
112	ベースメーカ	
(1)	シングルチャンバ	B002 :112 :01
(2)	削除	
(3)	デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 :112 :03
(4)	削除	
(5)	デュアルチャンバ (III型)	B002 :112 :05
(6)	デュアルチャンバ (IV型)	B002 :112 :06
(7)	トリプルチャンバ (I型)	B002 :112 :07
(8)	トリプルチャンバ (II型)	B002 :112 :08